

福岡都市圏南部最終処分場
運転維持管理業務

参考見積募集要項

令和2年6月1日

福岡都市圏南部環境事業組合

目 次

1. 参考見積徴収の目的及び定義	・・・ 1
(1) 目的及び定義	・・・ 1
(2) 入札公告等実施スケジュール（予定）	・・・ 1
2. 参考見積提出等のスケジュール	・・・ 1
3. 参考見積業務概要	・・・ 1
(1) 業務期間	・・・ 1
(2) 業務内容	・・・ 1
4. 参考見積に関する事項	・・・ 2
(1) 参考見積に関する応募資格要件	・・・ 2
(2) 参考見積に関する留意事項	・・・ 2
1) 費用負担	・・・ 2
2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	・・・ 3
3) 著作権	・・・ 3
4) 参考見積書類の取扱い	・・・ 3
5) 組合が提示する参考資料の取扱い	・・・ 3
6) 参考見積無効に関する事項	・・・ 3
7) 参考見積の延期等	・・・ 3
(3) 参考見積に関する手続	・・・ 3
1) 参考見積募集要項等の公開	・・・ 3
2) 参考見積募集要項等に係る質問の受付	・・・ 3
3) 参考見積募集要項等に係る質問に対する回答の公開	・・・ 3
4) 参加表明書の提出	・・・ 4
5) 参加資格確認結果の通知	・・・ 4
6) 参考見積書類の提出	・・・ 4
7) 提出・問い合わせ先	・・・ 5

1. 参考見積徴収の目的及び定義

(1) 目的及び定義

福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）では、福岡都市圏南部最終処分場運転維持管理業務について後述の（2）入札公告等実施スケジュールにて実施する予定としており、参考見積は、入札公告時に公表する発注仕様書等を検討するために徴収するものである。

この参考見積募集要項は、組合が、見積提出者に対し、参考見積のあり方を説明するために、配付するものである。見積提出者は、「参考見積募集要項」「要求水準書（案）」「様式」の内容を踏まえ、参考見積に必要な書類（以下「参考見積書類」という。）を提出するものとする。

(2) 入札公告等実施スケジュール（予定）

令和2年10月頃	入札公告、入札関連書類の公表
令和2年11月頃	総合評価の実施
令和2年12月頃	落札者の決定
令和3年1月頃	業務委託契約の締結

2. 参考見積提出等のスケジュール

参考見積提出等のスケジュールは、次を予定している。

参考見積提出等のスケジュール

① 令和2年6月1日（月）	参考見積募集要項等の公開
② 令和2年7月1日（水）17時	参考見積募集要項等に係る質問の受付期限
③ 令和2年7月8日（水）	参考見積募集要項等に係る質問に対する回答
④ 令和2年7月15日（水）17時	参加表明書締切
⑤ 令和2年7月22日（水）	参加資格確認結果の通知
⑥ 令和2年8月12日（水）17時	参考見積書類等の提出期限

3. 参考見積業務概要（詳細は、「要求水準書（案）」を参照のこと。）

(1) 業務期間

- ・準備期間：業務委託契約後（令和3年1月頃）～令和3年3月
- ・業務期間：令和3年4月～令和8年3月（5年間）

1) 準備期間の業務

- ① 試運転計画及び業務実施計画の作成

(2) 業務内容

- ・運転維持管理業務の準備業務
- ・埋立に関する業務
- ・浸出水処理施設に関する業務
- ・電気工作物保守管理業務
- ・遮水管理システム保守管理業務
- ・施設全体に関する業務

4. 参考見積に関する事項

(1) 参考見積に関する応募資格要件

参考見積に関する応募資格要件は、以下に示すとおりである。

1) 応募者は、単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

①応募グループにあつては、構成員から代表となる企業を定めるとともに当該企業が手続きを行うこと。

②応募企業、構成企業のいずれかが、他の応募企業、構成企業となることは認めない。

2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

3) 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市（以下「関係市」という。）のいずれかの令和元・2年度の競争入札参加資格者名簿に登載されており、指名停止を受けていない者であること。若しくは、平成17年4月1日以降に関係市のいずれかと1件以上の契約実績を有していること。

4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。

5) 手形交換所により取引停止処分を受けている者、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全な者であると認められないこと。

6) 法人税、消費税及び地方消費税、関係市に係る市税を滞納している者でないこと。

7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

8) 福岡都市圏南部環境事業組合財務規則（平成18年規則第7号。以下「財務規則」という。）第2条第5号に規定する暴力団等に該当しないこと及び関与がないこと（協力業者を含む。）。

9) 応募者に求める実績等は、下記のとおりとする。

応募企業の場合は表1に示す要件を満たすこと。又は応募グループの場合は埋立、浸出水処理の各業務を担当する企業が表1の要件を満たすこと。

なお、単年契約でも継続して受注している場合は、複数年の実績とみなす。

表1 運転維持管理業務に係る実績等

	実績等
埋立	継続して複数年、一般廃棄物最終処分場（遮水シートを有する）又は産業廃棄物最終処分場（管理型）の埋立作業・管理の実績を1件以上有すること。
浸出水処理	継続して複数年、一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場（管理型）の浸出水処理施設の運転・維持管理の実績（日量90m ³ 以上）を1件以上有すること。

10) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の定める資格を有する者を業務開始（試運転を含む）までに技術管理者として選任し、常駐できること。

(2) 参考見積に関する留意事項

1) 費用負担

参考見積に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

参考見積に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3) 著作権

提出された参考見積書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、組合は、本業務の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、参考見積書類の内容を無償で使用できる。

4) 参考見積書類の取扱い

提出された参考見積書類については、組合の承諾無く、引換え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由のいかんにかかわらず、返却しない。なお、参考見積書類は非公開とする。

5) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用してはならない。

6) 参考見積無効に関する事項

次のいずれかに該当する参考見積は、無効とする。

- ①文字の解読しがたいもの又はこれを改ざんして押印のないもの
- ②記名押印のないもの
- ①から②に挙げるもののほか、組合が特に指定した事項に違反したもの

7) 参考見積の延期等

組合が必要と認めたときは、参考見積書類の受付を延期、中止、又は取り消すことがある。この場合、見積提出者は、組合に対して、見積にかかった費用や損害賠償請求をすることはできない。

(3) 参考見積に関する手続

1) 参考見積募集要項等の公開

組合は、参考見積募集要項等の組合ホームページへの掲載を次のとおり行う。なお、添付資料については、直接配付とする。

①公開日

令和2年6月1日（月）

②公開方法

組合のホームページにて公開する。

③添付資料の配付

(ア) 配付場所 福岡都市圏南部環境事業組合

(イ) 配付期間 令和2年6月1日～令和2年7月15日

平日の9時～17時（正午～13時を除く）

2) 参考見積募集要項等に係る質問の受付

組合は、参考見積募集要項等の内容等に係る質問を次のとおり受け付ける。

①受付期限

令和2年7月1日（水） 17時まで

②質問の方法

参考見積募集要項等に係る質問書（第1号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとし、必ず着信を確認すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

3) 参考見積募集要項等に係る質問に対する回答の公開

組合は、参考見積募集要項等の内容等に係る質問に対する回答書を公開する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると

判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

また、質問の内容によっては、公開日前に回答する場合もある。

①公開日

令和2年7月8日（水）

②公開方法

全社分の回答を組合ホームページにて公開する。

4) 参加表明書の提出

見積提出者は、参考見積募集要項等の記載に従い、参加表明書（第2号様式）を提出する。

①提出期限

令和2年7月15日（水） 17時まで

②提出場所

福岡都市圏南部環境事業組合

③提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

④提出書類

提出書類は、正本1部を提出する。

- ・参加表明書（第2号様式）
- ・応募資格確認申請書（第3号様式）
- ・業務実績（第4号様式）
- ・応募資格を満たしていることの誓約書（第5号様式）

5) 参加資格確認結果の通知

組合は、参加表明書を提出した者に対し、参加資格確認結果を通知する。

①通知（発送）日

令和2年7月22日（水）

②通知方法

組合より確認結果を郵送する。

6) 参考見積書類の提出

見積提出者は、参考見積募集要項等の記載に従い、参考見積書類を提出する。

①提出期限

令和2年8月12日（水） 17時まで

②提出場所

福岡都市圏南部環境事業組合

③提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、提出期限内に必着しなければならない。

④提出書類

提出書類は、次のとおりとし、正本1部、副本5部を提出する。また、電子データとしてCD-ROM等の電子媒体により1部提出すること。

参考見積書類は、「様式集」等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。また、本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、使用するソフトはMicrosoft Word (Windows版)、Microsoft Excel (Windows版)、PDFファイルとする。

ア 参考見積書類 提出書（第6号様式）

イ 参考見積書（第7号様式）

参考見積書の様式に準じて、費用を算出すること。

ウ 電子媒体

ア～イが格納された電子媒体

⑤見積提出者に対する質問

組合は、提出された参考見積書類の内容について、質問等があれば電子メールにて、見積提出者に対して質問を送付する。見積提出者は、組合からの質問に対し、電子メールにて組合へ回答を送付すること。

7) 提出・問い合わせ先

福岡都市圏南部環境事業組合

住所：〒816-0842 福岡県春日市大字下白水 104 番地 5

電話：092-596-1570

ホームページ：<http://f-nanbukankyo.jp/>

電子メール：info@f-nanbukankyo.jp